

# 《平成31年度 事業方針》

## 児童発達支援

### 1. 支援内容

受入れにあたっては全ての年齢のお子さんが親子療育の利用からスタートし、子どもの発達課題について保護者と共通理解をし、最終的に自立できる力を養えるよう療育を進めます。

(1) 親子療育（1，2歳児 ・ 3歳児以上は5回の親子療育後 単独療育に移行）

療育を開始されるすべてのお子さんに、今後の療育課題や目標、支援内容について保護者と共通理解をするために親子で通園（全5回）していただきます。また、子どもへの関わり方に悩んでおられる保護者の思いを受け止めながら、療育を通して良好な親子関係が築けるよう支援します。

(2) 単独療育（3歳児以上）

生活の基盤である家庭や並行通園先（保育所・幼稚園など）での活動に困らないよう、親子療育の中で保護者と確認した支援内容や、関係機関との連携の中でのアドバイスを参考にし、からだづくり・情緒の安定・意思伝達の力など、集団生活に適應できる力を育て、将来の自立に向けてのベースづくりを行います。

(3) 療育時間

午前： 9時30分 から 11時30分

午後： 13時30分 から 15時30分

今年度も保護者や並行通園先のニーズに合わせ、臨機応変な対応を努めます。

### 2. 保護者支援

(1) 個別面談の実施

- ・必要に応じて、随時三者（保護者・並行通園先・つくし園）面談を実施します。
- ・5歳児においては、就学に向けての五者面談を実施し共通理解を図ります。

※五者：保護者・並行通園先・担当保健師・アドバイザー・つくし園

(2) 専門職種（臨床発達心理士・作業療法士等）による療育支援、保護者支援を行います。

(3) 子どもの生活基盤である家庭支援を関係機関と連携しながら行います。

(4) 保護者どうしの交流が図れる場を提供します。（家族の会）。

### 3. 関係機関との連携

(1) 保護者の了解を得て、医師、心理士・作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等と初期評価情報など情報共有に努めます。

(2) 並行通園先との連携を密に図り、支援の情報共有に努めます。

### 4. その他

(1) 支援ファイル・移行支援シートの活用を保護者に積極的に勧めます。